

大口町告示第46号

尾張都市計画大口下水道事業受益者負担金に関する条例（平成5年大口町条例第31号）第5条第1項の規定に基づき、賦課対象区域を次のように公表する。

令和6年3月29日

大口町長 鈴木雅博

1 賦課年月日

令和6年4月1日

2 負担区の名称

第1負担区

3 賦課対象区域

丹羽郡大口町秋田三丁目、丸二丁目、仲沖一丁目、中小口三丁目、中小口四丁目の各一部

4 賦課対象区域の地籍

10,500平方メートル

